

シルバー人材センター利用契約書

〇〇〇（以下「発注者」という。）と公益社団法人瑞浪市シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通してセンターの会員（以下「会員」という。）に対して〇〇〇〇〇〇業務（以下「本件会員業務」という。）を委託する当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

（会員への業務の委託）

第1条

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

（業務の対価）

第2条

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、金〇〇〇、〇〇〇円（消費税含む）とする。

（有効期間）

第3条

本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月（又は日）前までに発注者又はセンターのいずれかから更新を拒絶する旨の意思表示がなされない限り、本契約の有効期間は、1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

（合意管轄）

第4条

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、岐阜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第5条

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

センター

瑞浪市樽上町1丁目77番地
公益社団法人 瑞浪市シルバー人材センター

理事長 渡邊 勝